

規制の事前評価書

1. 政策の名称

プロ等に限定した投資運用業の規制緩和

2. 担当部局

金融庁総務企画局市場課

3. 評価実施時期

平成 23 年 11 月 4 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

我が国において、ファンド運用を行う場合は、金融商品取引法上の投資運用業の登録が必要であり、また、ファンド持分の販売勧誘を行う場合は、原則、第一種金融商品取引業の登録が必要とされている。

これらの業規制は、一般投資家を保護する観点から厳格な参入要件を課すものであるため、顧客がプロ等に限定されたファンド運用やファンド持分の販売勧誘を行おうとする者にとっては、費用の負担等の面で、ファンドの立ち上げの制約となっているとの指摘がある。

かかる指摘を踏まえ、国民の様々な資産運用ニーズに応えるファンドの立ち上げを促進するため、第 177 回通常国会において、顧客がプロ等に限定され、かつ、運用財産の総額が一定規模以下の投資運用業を行う場合において、投資運用業の登録要件の一部緩和、及び、第一種金融商品取引業の登録を受けなくても、自ら運用を行うファンド持分の販売勧誘を行えることを内容とする金融商品取引法の改正が行われた。この改正に伴い、政令及び内閣府令を整備する必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

金融商品取引法施行令第 15 条の 7、第 15 条の 10 の 2、第 15 条の 10 の 3、第 15 条の 10 の 4、第 15 条の 10 の 5、第 15 条の 10 の 6 等、金融商品取引業等に関する内閣府令第 16 条の 2、第 16 条の 3、第 16 条の 4 等

(3) 規制の新設又は改廃の内容

- ①プロ等に限定した投資運用業の最低資本金・純財産額要件を 1,000 万円とする。
- ②運用財産の総額の上限を 200 億円とする。

- ③適格投資家の範囲（特定投資家に準ずる者）につき、有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の金融資産の保有額が3億円以上の法人又は個人等と規定する。
- ④適格投資家の範囲（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）につき、当該金融商品取引業者の役員等と規定する。
- ⑤転売制限等の潜脱防止措置に係る規定を整備する。

5. 想定される代替案

上記「4.（3）規制の新設又は改廃の内容」の規制①について、プロ等に限定した投資運用業の最低資本金・純財産額要件を300万円とする。

上記以外の改正については、本案と同様のものとする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

（1）遵守費用

① 本案

顧客がプロ等に限定され、かつ、一定規模以下の投資運用業について、最低資本金・純財産額要件を、通常の投資運用業に求められる5,000万円から1,000万円に引き下げる等、登録要件が一部緩和されること等により、同業務の登録を受けようとする業者の負担は、通常の投資運用業の登録と比べて軽減される。

② 代替案

規制①の代替案によると、最低資本金・純財産額要件が本案よりも緩和されることになり、プロ等に限定した投資運用業の登録を受けようとする業者の登録に係る負担が本案よりもさらに軽減される。

（2）行政費用

① 本案

プロ等に限定した投資運用業につき、通常の投資運用業に求められる最低資本金・純財産額要件を5,000万円から1,000万円とすることにより、プロ等に限定した投資運用業にかかる登録が容易になる。その結果、顧客がプロ等に限定され、かつ、一定規模以下の投資運用業について、自ら運用するファンド持分の販売勧誘につき、第一種金融商品取引業の登録が不要となる業者が増加すると考えられることから、同業務の審査にかかる費用が軽減される。

② 代替案

規制①の代替案によると、最低資本金・純財産額要件が本案よりも緩和されることになり、その結果、プロ等に限定した投資運用業者として、自ら運用するファンド持分の販売勧誘につき、第一種金融商品取引業の登録が不要となる業者が本案より増加することから、同業務の審査にかかる費用は、本案よりもさらに軽減される。

(3) その他の社会的費用

① 本案

本案は、顧客がプロ等に限定され、かつ、一定規模以下の投資運用業についてのみ、登録要件を一部緩和する等の措置を講じるものであり、投資者保護が損なわれるといったおそれは低いことから、特段の社会的費用は発生しない。

② 代替案

規制①の代替案によると、最低資本金・純財産額要件が本案よりも緩和されることになり、本案よりも業者の財産的基盤が確保されないこととなることから、当該業者の業務の健全な遂行に支障をきたすおそれがある。その場合、投資者保護が損なわれ、結果としてファンドを取り巻く市場への信頼性が損なわれるという社会的費用が発生する。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

現行の投資運用業の登録要件にかかる基準を緩和すること等により、国民の様々な資産運用ニーズに応えるファンドの立ち上げが促進され、国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供が図られる。

② 代替案

代替案では、最低資本金・純財産額要件が本案と比べ、より一層緩和されていることから、本案よりもさらに国民の様々な資産運用ニーズに応えるファンドの立ち上げが促進され、国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供が図られる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、登録要件を一部緩和すること等により、投資運用業の登録にかかる遵守費用及び行政費用が減少するうえ、当該登録にあたり、十分な財産的基盤を確保することを求めているため、投資者保護が損なわれるといったおそれ

は低く、特段の社会的費用は発生しない。

加えて、国民の様々な資産運用ニーズに応えるファンドの立ち上げが促進されることにより、国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供が図られるという便益が生じる。

以上により、本案によれば、遵守費用及び行政費用の減少が見込まれるとともに、一定の便益発生も見込まれるため、費用及び便益の比較分析の観点からも、本案は適当といえる。

(2) 代替案との比較

代替案については、投資運用業者の最低資本金・純財産額要件を本案と比べて緩和することにより、ファンドの立ち上げがより促進されることになるため、短期的には国民資産を有効活用できる資産運用の機会の提供が大幅に図られるという便益が期待できる。しかし、より長い目で見ると、代替案の採用は本案よりも財務基盤が脆弱な業者を増加させ、投資者保護が損なわれるおそれが高まり、その結果としてファンドを取り巻く市場への信頼性が損なわれるという看過できない社会的費用が発生する。かかる費用は代替案の採用によって生じる遵守費用、行政費用の減少及び便益増加の効果を上回るものとする。

以上により、本案が適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし。

10. レビューを行う時期又は条件

改正後の規定の実施状況について検討を加え、投資者保護を図る観点から必要があると認めるときには、所要の措置を講ずるものとする。